

各 位

2009年4月16日

株式会社イオンファンタジー
代表取締役社長 中下 善昭
(コード番号: 4343)
問い合わせ先
人事総務本部長
兼リスクマネジメント担当
恒屋 良彦
TEL 043-212-6203

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2009年4月6日開催の取締役会において、2009年5月12日開催予定の第13回定期株主総会に、下記の通り定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)事業目的・事業内容の多様化に対応するため、多機能大型立体遊具を使用した託児機能を持つ施設運営を開始するにあたり、現行定款第2条第9号の事業の目的を追加を行います。
- (2)平成16年6月9日に交付された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。
 - ① これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行います。
 - ② 本変更に係る経過的な措置を定めるため附則に所要の規定を設けます。(変更案附則第1条および第2条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙参照。(現行定款と変更案対照表)

3. 日 程

- (1)定款変更のための株主総会開催予定日 2009年5月12日(火)
- (2)定款変更の効力発生日 2009年5月12日(火)

以上

【別紙 定款変更案】

下線部は変更箇所

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>9. プレイガイド、学習塾、飲食店、映画館、劇場、スポーツ施設、文化教室、写真館、カラオケスタジオ、ビリヤード場等の娯楽施設の経営</p>	<p>第2条(目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>9. プレイガイド、学習塾、飲食店、映画館、劇場、スポーツ施設、文化教室、<u>託児所</u>、写真館、カラオケスタジオ、ビリヤード場等の娯楽施設の経営</p>
<p><u>第7条 (株券の発行)</u> <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	(削除)
<p><u>第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券は発行しない。</u></p>	<p>第7条 (単元株式数) 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p>
<p><u>第9条 (株主名簿管理人)</u> 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当会社の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第8条 (株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当会社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>